
伊達市 下水道事業経営戦略 (令和7年度～令和16年度)

令和7年3月改定

伊 達 市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	事業概要	1
1.	事業の現況	1
(1)	施設	1
(2)	使用料	3
(3)	組織	4
2.	民間活力の導入等	4
(1)	民間活用の状況	4
(2)	資産活用の状況	4
3.	経営比較分析表を活用した現状分析	5
(1)	目標指標	5
(2)	重点目標指標－経費回収率	5
(3)	ロードマップ	6
第3章	将来の事業環境	9
1.	処理区域内人口の予測	9
2.	有収水量の予測	10
3.	使用料収入の見通し	11
4.	施設の見通し	12
5.	組織の見通し	12
第4章	経営の基本方針	13
第5章	投資・財政計画（収支計画）	13
1.	投資・財政計画（収支計画）の策定について	13
(1)	投資について	13
(2)	財源について	13
(3)	投資以外の経費について	14
2.	経営指標について	18
3.	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	20
(1)	今後の投資についての考え方・検討状況	20
(2)	今後の財源についての考え方・検討状況	20
(3)	投資以外の経費についての考え方・検討状況	20
第6章	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	21
	用語解説	22

第1章 はじめに

伊達市においては、下水道事業(公共下水道及び農業集落排水事業)に取り組んでいます
が、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要性が高まる中、事業を取り巻く環境
は大きな変化局面を迎えています。そのため、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的か
つ持続的に進めるため、最適な投資規模や資金計画等各種の経営課題を抽出し、その改善
方策を踏まえた経営戦略を改定するものです。

■策定日：令和7年3月

■計画期間：令和7年度 ～ 令和16年度

第2章 事業概要

1. 事業の現況

(1) 施設

本市の公共下水道事業の施設の現況は、次に示すとおりです。

図表 2.1 施設の現況

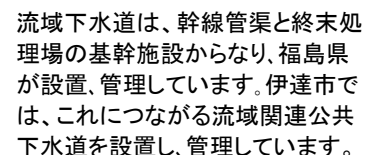
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (28年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	35.24人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有(阿武隈川上流流域下水道)
処理区数	3つ(伊達地区、保原地区、梁川地区)		
処理場数	該当なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成8年4月より阿武隈川上流流域下水道(県北処理区)へ接続し、県北浄化センターにて 処理を行っています。県北処理区としては、本市のほか、隣接する福島市、桑折町、国見 町の2市2町が構成市町となっています。		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進する
ための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合
によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択する
こと(処理区の統合を含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

□ 臺北処理区概要図



本市の農業集落排水事業の施設の現況は、次に示すとおりです。

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	昭和55年度 (40年)	法適（全部適用・一部適用） 非 適 の 区 分	法適（一部適用）
処 理 区 域 内 人 口 密 度	4.3人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1つ（栗野地区）		
処 理 場 数	3ヵ所（向川原、沼端、二野袋）		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現在のところ、実施予定は未定ですが、施設の老朽化が進んでいることから中長期的な利用を加味すると、適時・適切な修繕と更新による長寿命化を進める必要があります。		

(2) 使用料

本市の公共下水道事業の使用料は、次のとおりです

公共下水道事業費は、使用料で賄うことが原則です。今後の適正で継続可能な公共下水道事業の実現のために、人口減少下において安定経営を図るための収支バランス等を慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を行います。

図表 2.3 使用料（公共下水道事業）

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	該当なし						
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし						
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と業務用の区別はなく、基本水量付段階別通増型料金体系とし、水道の使用量を基に使用料算出を行っています。また、水道以外の水を使用している場合（井戸水など）には、使用状況に応じた使用水量を認定し、使用料算出を行っています。						
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,333	円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,576	円
	令和4年度	3,333	円		令和4年度	3,558	円
	令和5年度	3,333	円		令和5年度	3,561	円

図表 2.4 使用料（農業集落排水事業）

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用料体系は、1世帯当たり2,200円、世帯員1人当たり462円の定額制を採用しております（消費税込み）。						
業務用使用料体系の概要・考え方	使用料体系は、施設1か所当たり2,200円を原則とし、世帯員+店舗分に係る対象算定人員1人当たり462円の定額制を採用しております（消費税込み）。						
その他の使用料体系の概要・考え方	公共施設事業所は、10人未満2,200円、10人以上30人未満3,300円、30人以上50人未満4,400円、50人以上5,500円とし、処理対象算定人員1人当たり462円の定額制を採用しております（消費税込み）。						
条例上の使用料*2 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,586	円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,017	円
	令和4年度	3,586	円		令和4年度	3,574	円
	令和5年度	3,586	円		令和5年度	4,127	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

(3) 組織

本市の上下水道課は、次のような事業運営組織となっています。このうち、下水道に関わる職員数は、損益勘定職員5名、資本勘定職員1名の計6名です。

■建設部

(1) 上下水道課

- ①企画経営係（下水道の普及促進、業務の総合調整 等）
- ②業務経理係（使用料・負担金の徴収事務 等）
- ③水道施設係（水道施設の計画・建設、施設修繕・維持管理委託指導 等）
- ④下水道施設係（下水道施設の計画・建設、施設修繕・維持管理委託指導 等）

2. 民間活力の導入等

(1) 民間活用の状況

① 民間委託（包括的民間委託を含む）

（公共下水道事業）マンホールポンプ保守管理業務、使用料徴収業務委託、排水設備工事等受付業務については、民間事業者に一括して委託します。

（農集集落排水事業）施設の維持管理業務、濃縮汚泥抜取業務、濃縮汚泥処理、除草作業などを民間事業者に委託しています。

② 指定管理者制度

（共通）現時点では実施していません。

(2) 資産活用の状況

① エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）*4

現時点では実施していません。

② 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）*5

（公共下水道事業）既存のマンホールを活用した広告事業を令和6年度より実施しています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

3. 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標であり、経年比較や全国及び類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析ツールです。本市では、令和5年度における経営の状況及び課題等を把握・分析致しました（別添資料）。本市では、各事業の状況を踏まえて、以下の指標を目標指標として掲げています。

公共下水道事業(公共)	農業集落排水事業(農集)
1. 経常収支比率	1. 経常収支比率
2. 経費回収率	2. 水洗化率
3. 企業債残高事業規模比率	
4. 水洗化率	
5. 処理区域人口一人あたりの企業債残高	

(1) 目標指標

指標	指標の意味	直近実績値(R5)	目標値(R11)
経常収支比率	【経常収入／経常費用×100】 当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標（理想値：100%以上）	公共）108.4% 農集）112.8%※ ※非法適時	公共）120% 農集）100%
経費回収率	【下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）×100】 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標（理想値：100%以上）	公共）107.9%	公共）107.9%
企業債残高事業規模比率	【（企業債現在高合計－一般会計負担額）／（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100】 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標（理想値：なし）	公共）1989.0%	公共）1420.0%
水洗化率	【現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100】 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標（理想値：95%以上）	公共）76.1% 農集）96.5%	公共）82.0% 農集）96.5%
処理区域人口一人あたりの企業債残高	【現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100】 処理区域内人口1人あたり企業債残高によって、将来世代との負担の衡平度合いを示す指標（理想値0千円）	公共）288千円	公共）200千円

(2) 重点目標指標－経費回収率

本市の公共下水道事業の令和5年度決算に基づく経費回収率は、107.9%です。人口減少などにより下水道使用料の緩やかな減少が見込まれておりますが、大型商業施設の開店等に伴い、計画期間内は経費回収率が100%以上を達成する見込みであり、目指すべき基準をクリアしています。

しかしながら、安定した下水道事業を運営するにあたり、市の財政部局と調整のうえ一般会計からの繰入金前提となっていることや、物価上昇や県流域下水道への維持負担金の増加を始めとする営業費用の増加への対応策として、収益構造の見直しを検討する必要があります。

そのため、(3)「経費回収率向上に向けたロードマップ」に基づき、適時収益構造の見直しを図り、計画期間内において、現状値である107.9%を目標とします。

(3) 経費回収率向上に向けたロードマップ

目標達成に向けた具体的な取り組みは、第5章に記載しています。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
料金水準モニタリング											
収益構造の見直し											
経営戦略の見直し											

図表 2.5 経営比較分析表(公共下水道事業)

経営比較分析表（令和5年度決算）

福島県 伊達市

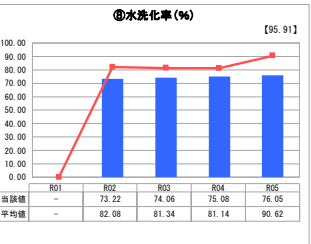
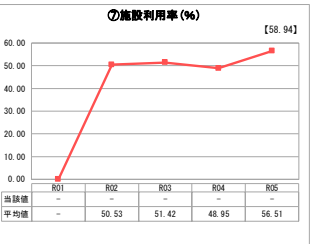
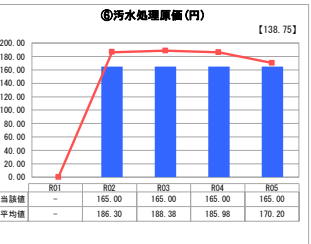
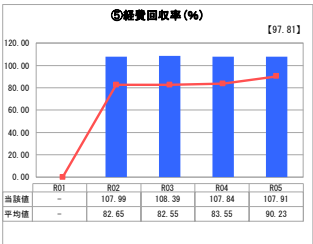
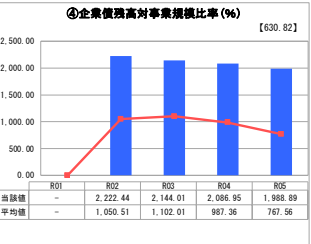
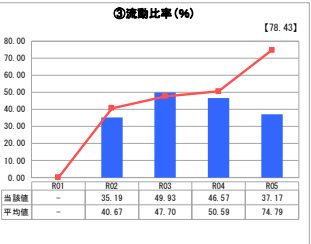
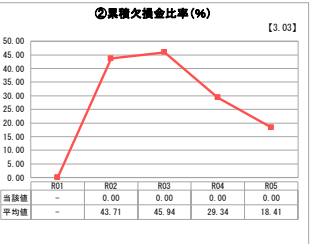
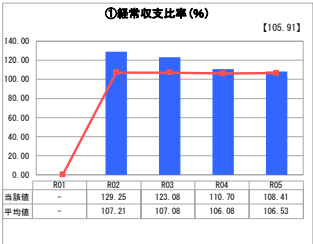
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	48.87	38.86	100.00	3,333

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
56,768	265.12	214.12
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
21,918	6.22	3,523.79

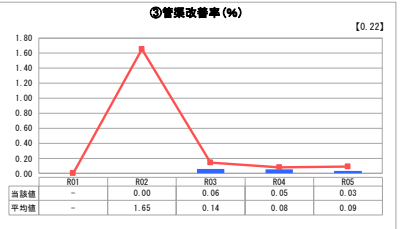
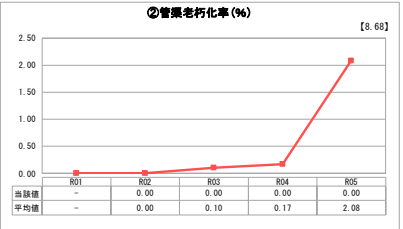
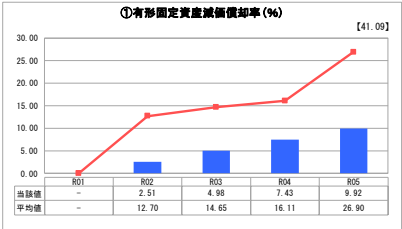
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和2年度から地方公営企業法の一部を適用しました。経常収支比率は100%を超えており、使用料収入や一般会計繰入金で経常費用を賄っている状況で、一定程度の健全性を確保しました。

流動比率については、昨年度と比較すると減少しており、類似団体平均値よりも低い結果となりました。使用料の増収や経費削減等の取組が必要です。

企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均値と比べると高い比率となっていますが、処理区域内の管渠の整備がまもなく終了する予定なので、今後は改善の方向に向かいます。

経費回収率については、100%を越す結果となりましたが、水洗化率が類似団体平均値と比べると低い比率となっているため、公共用水域の保全及び使用料の増収を図るために水洗化率を向上させる取組が必要で

2. 老朽化の状況について

平成元年から整備を始め、平成8年より一部供用開始したため、耐用年数を経過した管渠はありませんが、建設改良費が減価償却費を下回っているため、老朽化が進んでいます。今後は、ストックマネジメント計画の見直しを行い、計画的な修繕・改修を行う必要があります。

全体総括

当市の下水道事業は、市街地において住み良い生活環境づくりの為にを行っています。

類似団体に比べ水洗化率が低い状況であり、人口減少に伴う収益の減少が想定されるため、経費削減・施設の長寿命化計画が必要です。

令和2年度から公営企業（一部適用）に移行し、公営企業会計を導入することで、貸借対照表や損益計算書などの財務書類を作成し、資産等の正確な把握に努め、より経営管理の向上と経営の効率化を図ります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

図表 2.6 経営比較分析表(農業集落排水事業)

経営比較分析表（令和5年度決算）

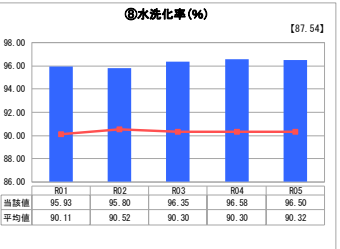
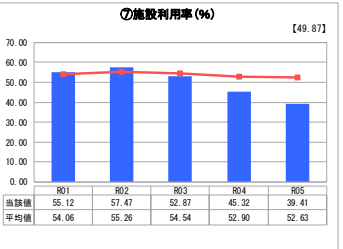
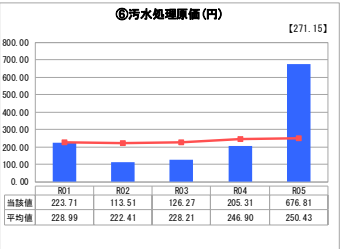
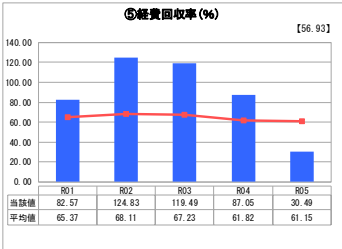
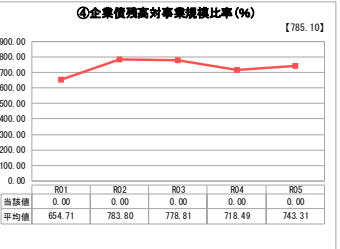
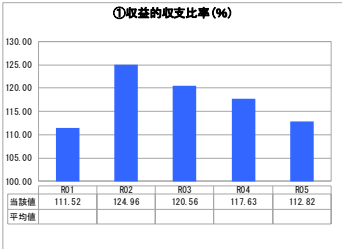
福島県 伊達市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	1.77	100.00	3,586

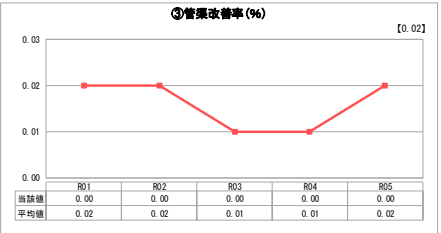
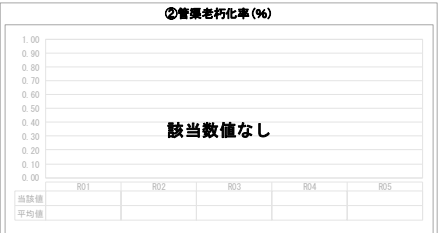
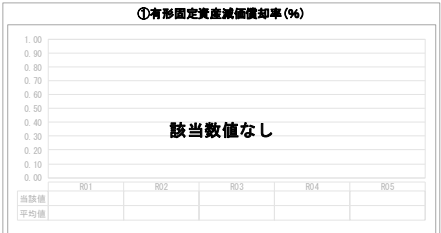
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
56,768	265.12	214.12
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
999	2.30	434.35

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び経費回収率については、委託料増により、昨年度の数値よりも低くなっていますが、黒字経営となっています。将来の施設更新に向け財源確保が課題です。

汚水処理原価については、簡便な処理方法で維持管理していることから、類似団体平均値と比べると低い単価となっています。また、委託料増に加え、継続済人口減による年間汚水量の減から、昨年度と比較すると汚水処理原価は大幅に増加しております。

水洗化率は95%を超えており、施設の公共用水域保全の役割は大きいものがあり、さらなる使用料収入向上を図るため、水洗化の向上に努めます。

2. 老朽化の状況について

昭和52年～60年にかけて整備し、昭和55年度の一部供用開始から長期間経過しており、農村集落における混住化、生活環境の整備を図るとともに農業用水の水質保全や活力に満ちた農村を持続させるため、施設の老朽化対策が必要です。

全体総括

当市の農業集落排水処理事業の経営は安定していますが、供用開始から40年経過しています。維持管理費及び機能保全対策費の更なる軽減を図り、持続的な公営企業経営を実現するために策定した維持管理適正化計画に基づき、安定的な維持管理を進める必要があります。

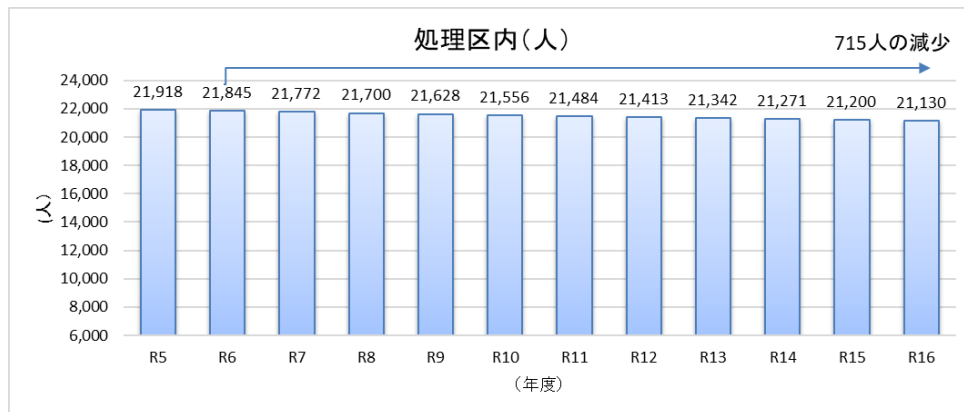
第3章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口の予測

(1) 公共下水道事業

処理区域内人口の予測にあたっては、既存資料を基に、行政区域内人口、整備済み面積の見通し及び人口減少率を勘案して求めました。その結果、令和6年度から令和16年度において、715人の減少があると予測しています。

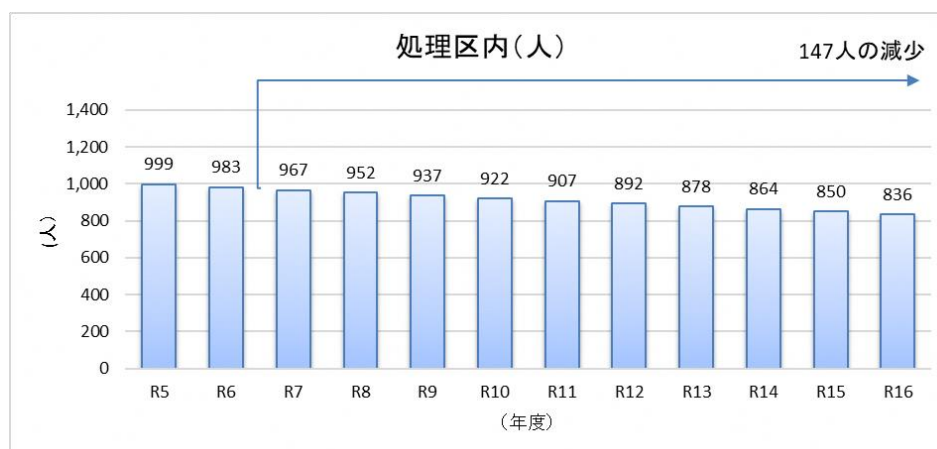
図表 3.1 処理区内人口予測(公共下水道事業)



(2) 農業集落排水事業

処理区域内人口の予測にあたっては、水洗便所設置済み人口の令和3年度～令和5年度の年間変化率の平均値を求め、これをトレンドとして、令和6年度から令和16年度の値を求めました。その結果、令和6年度から令和16年度において、147人の減少があると予測しています。

図表 3.2 処理区内人口予測(農業集落排水事業)

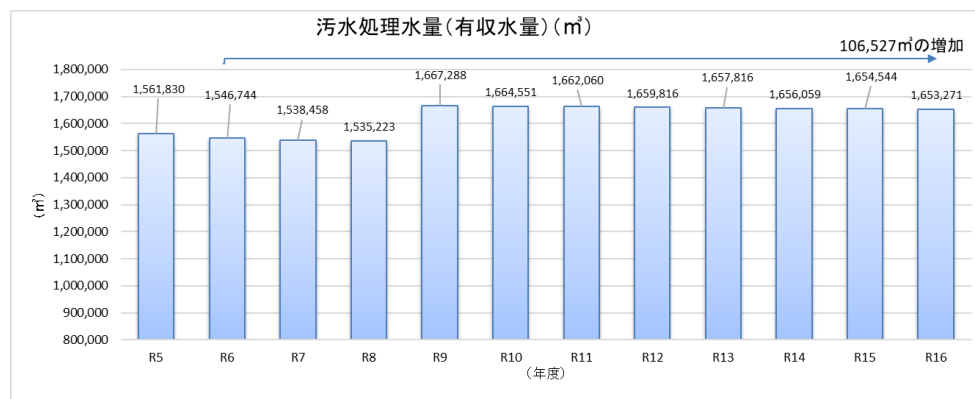


2. 有収水量の予測

(1) 公共下水道事業

有収水量の予測にあたっては、有収水量の過去3カ年実績を基に減少率を加味した数値と、令和9年度から開店する大型商業施設の排水する水量を加味して求めました。その結果、公共下水道事業の有収水量は、令和6年度から令和16年度において、 $106,527\text{m}^3$ の増加が見込まれています。

図表 3.3 有収水量の予測(公共下水道事業)



(2) 農業集落排水事業

有収水量の予測にあたっては、水洗便所設置済人口の推計値に、直近（令和5年度）の水洗化人口1人当たり有収水量 ($\text{m}^3/\text{人}$) を乗じて求めました。その結果、下水道接続人口の減少に伴い令和6年から令和16年度において、 $11,436\text{m}^3$ の減少が見込まれています。

図表 3.4 有収水量の予測(農業集落排水事業)

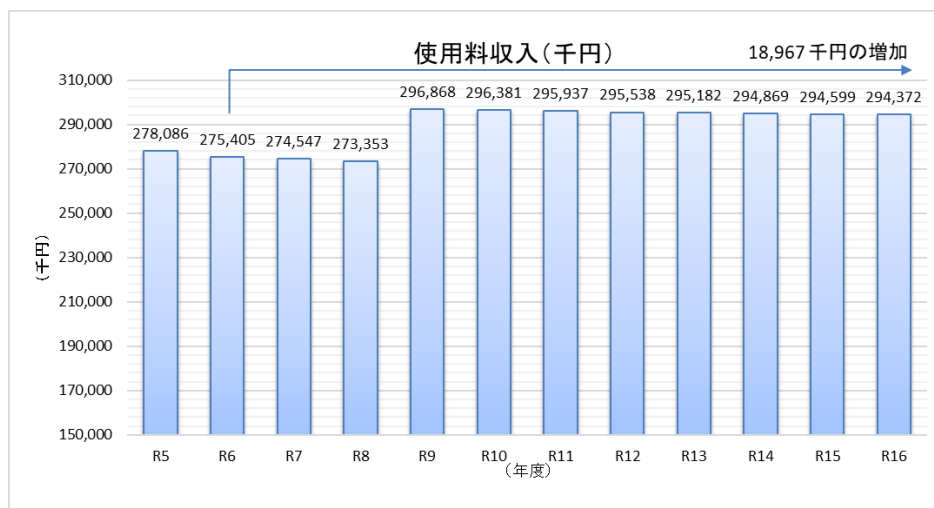


3. 使用料収入の見通し

(1) 公共下水道事業

料金収入の見通しにあたっては、過去3カ年の有収水量当たり使用料（円/㎥）を求め、これに有収水量の予測値を乗じて求めました。その結果、有収水量の増加に伴い、令和6年度から令和16年度において、18,967千円の増収が見込まれています。

図表 3.5 使用料収入の見通し(公共下水道事業)



(2) 農業集落排水事業

使用料収入の見通しにあたっては、過去の世帯数や水洗便所設置済人口の減少率を加味し、現状の使用料体系を乗じて求めました。その結果、世帯数や利用者の減少に伴い、令和6年から令和16年度において、2,408千円の減収が見込まれています。

図表 3.6 使用料収入の見通し(農業集落排水事業)



4. 施設の見通し

(1) 公共下水道事業

本市では、平成元年から整備を始め、平成8年より一部供用開始しており、最も古い管渠では、整備後35年が経過しています。下水道管渠施設は年数が経過する毎に老朽化が進みますが、都市施設として市民の安全安心な生活の為、維持管理を行う必要があります。また、流域下水道においても市町村の枠を超え、広域的かつ効率的な下水の排除・処理を行う施設であることから、適切な維持管理を行う必要があります。

そのため、電気料金の高騰や労務単価の上昇が生じた場合であっても、施設維持管理を引き続き適切に行う必要があります。

今後は、現有施設の維持管理を中心としつつ、下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築・修繕によりライフサイクルコストの低減と平準化に取り組みます。

(2) 農業集落排水事業

施設の見通しについては、現有施設の維持管理を中心とし、新たな施設の整備は予定していませんが、将来の施設の最適化について検討を行う必要があります。

5. 組織の見通し

現状通りを維持しますが、民間活用による業務効率化を図ることにより、組織のスリム化について検討していきます。

第4章 経営の基本方針

下水道普及率が向上したとしても、人口減少に伴う使用料収入の減少や、阿武隈川上流域下水道に関する負担金、電気料金の高騰や労務単価の上昇、老朽化した施設の改築更新費用等の増加が懸念されており、下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方で、公営企業として水道事業と同様に利用者からの使用料によって賄う事業であることや、生活のライフラインとして欠かせない施設です。そのため、伊達市第3次総合計画に掲げている『便利で快適に暮らせる町』を達成するためには、下水道事業の適正な維持管理、長寿命化を図る必要があります。そのため「経営管理の向上」と「経営の効率化」を基本方針とします。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1. 投資・財政計画（収支計画）の策定について

（1）投資について

管渠や施設を健全に維持するための事業費を定め、効率的かつ効果的な投資を行います。

収支計画のうち投資については、費用対効果を勘案して適正に実施します。

- ・ 広域化・共同化・最適化については、これからの検討課題とします。
- ・ 防災・安全対策については、万全を期します。
- ・ 投資について下水道維持管理負担金の増額や原材料費や人件費等について上昇分を費用として加味します。

（2）財源について

経常収支比率は（公共）120%、（農集）100%以上を維持することを目標とします。

○人口減少下ではありますが、経営の効率化を進め経常収支比率の目標を達成します。

○安定的な経営を継続するために投資的財源の確認と確保を行います。

収支計画のうち財源については、使用料収入、一般会計からの繰入金、国からの補助金・交付金及び企業債を見込んでいます。

- ・ 企業債の償還や事業等を進めていくうえで、内部留保資金が減少傾向にあり一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況となっています。
- ・ 企業債については、建設企業債に加えて、資本費平準化債を有効に活用します。
- ・ 一般会計からの繰入金が令和7年度以降から4億円を超える見込みであり、今後の下水道事業の施設の更新・維持や他の市民サービスへの影響を考慮すると、繰入金や使用料を始めとする収益構造の見直しを行う必要があります。

（３）投資以外の経費について

- ・ 職員給与費については、年次ベースアップ（1.76%：福島県下の過去5年間の平均物価上昇率）と4年目に人事異動による4%下落を予想して計画しました。
- ・ 動力費については、当面の単価上昇トレンドが続くものと予想して福島県下の過去5年間の平均物価上昇率（1.76%）と有収水量の増減を加味して計画しました。
- ・ 修繕費、材料費についても、直近の値を基準として、福島県下の過去5年間の平均物価上昇率（1.76%）を加味して計画しました。
- ・ 委託費を含むその他について、令和7年度から増額となる下水道維持管理負担金の増額や年度毎の実施事業を精査したうえで、福島県下の過去5年間の平均物価上昇率（1.76%）を加味して計画しました。
- ・ なお、資産維持費についても、世代間負担を念頭に考慮しております。

図表 5.1 投資・財政計画(公共下水道事業1/2) 収益の収支

区 分		年 度		前々年度	前年度	本年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		(決 算)		(決 算)	(決 算)											
収 益	1. 営 業 収 益 (A)		278,383	278,613	275,587	275,445	273,553	297,068	296,581	296,137	295,738	295,382	295,069	294,799	294,572	
	(1) 料 金 収 入		278,127	278,086	275,405	274,547	273,353	296,868	296,381	295,937	295,538	295,182	294,869	294,599	294,372	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(3) そ の 他		256	527	182	898	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
	2. 営 業 外 収 益		480,697	442,493	429,689	545,888	608,848	533,331	639,095	641,174	659,097	637,488	638,745	640,108	641,225	
	(1) 補 助 金		269,586	242,266	249,462	348,123	427,308	351,164	481,791	483,762	501,422	479,613	480,936	482,128	483,035	
	他 会 計 補 助 金		254,586	232,266	240,462	348,123	427,308	351,164	481,791	483,762	501,422	479,613	480,936	482,128	483,035	
	そ の 他 補 助 金		15,000	10,000	9,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		197,190	196,233	177,164	197,760	181,535	182,162	157,304	157,412	157,675	157,875	157,808	157,980	158,189	
	(3) そ の 他		13,921	3,994	3,063	5	5	5								
収 入	収 入 計 (C)		759,080	721,106	705,276	821,333	882,401	830,399	935,676	937,312	954,835	932,869	933,814	934,907	935,797	
	1. 営 業 費 用		590,010	586,048	629,318	625,089	657,005	680,911	684,781	690,571	711,922	693,885	698,635	703,365	708,017	
	(1) 職 員 給 与 費		23,432	24,169	36,812	39,617	50,546	52,164	53,082	54,016	54,967	52,768	53,697	54,642	55,604	
	基 本 給		11,693	11,693	17,371	17,452	22,348	23,064	49,865	50,743	51,636	49,571	50,443	51,331	52,234	
	退 職 給 付 費		1,602	2,241	2,604	2,392	3,063	3,161	3,217	3,273	3,331	3,198	3,254	3,311	3,369	
	そ の 他		10,137	10,235	16,837	19,773	25,135	25,939								
	(2) 経 費		199,960	193,619	223,754	216,399	235,875	257,104	261,629	266,233	286,419	270,922	275,690	280,542	285,480	
	動 力 費		2,561	2,375	3,000	3,120	3,401	3,707	3,839	3,906	3,975	4,045	4,116	4,188		
	修 繕 費		8,470	12,714	11,891	9,208	10,037	10,940	11,133	11,329	11,528	11,731	11,937	12,147	12,361	
	材 料 費		164	6	-	182	198	216	220	224	228	232	236	240	244	
支 出	そ の 他		188,765	178,524	208,863	203,889	222,239	242,241	246,504	250,842	270,757	254,984	259,472	264,039	268,686	
	(3) 減 価 償 却 費		366,618	368,260	368,752	369,073	370,584	371,643	370,071	370,321	370,536	370,194	369,248	368,180	366,934	
	2. 営 業 外 費 用		86,357	79,108	72,397	68,165	63,687	59,331	55,394	51,241	47,413	43,485	39,679	36,043	32,280	
	(1) 支 払 利 息		84,292	78,151	72,387	67,983	63,505	59,149	55,384	51,231	47,403	43,475	39,669	36,033	32,270	
	(2) そ の 他		2,065	957	10	182	182	182	10	10	10	10	10	10	10	
	支 出 計 (D)		676,367	665,156	701,715	693,254	720,692	740,242	740,176	741,812	759,335	737,369	738,314	739,407	740,297	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		82,713	55,950	3,561	128,079	161,709	90,157	195,500	195,500	195,500	195,500	195,500	195,500	195,500	
	特 別 利 益 (F)		43,318	8,948	900	7	7	7								
	特 別 損 失 (G)		-	-	-	3	3	3								
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		43,318	8,948	900	4	4	4	-	-	-	-	-	-	-	
流 動	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		126,031	64,898	4,461	128,083	161,713	90,161	195,500	195,500	195,500	195,500	195,500	195,500	195,500	
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		391,720	456,618	461,079	589,162	750,875	841,036	1,036,536	1,232,036	1,427,536	1,623,036	1,818,536	2,014,036	2,209,536	
	流 動 資 産 (J)		328,172	282,351	129,929	72,000	72,000	72,000	243,807	320,028	387,516	450,530	520,815	596,304	692,573	
	う ち 未 収 金		73,613	33,728	33,728	33,728	33,728	33,728	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	
	流 動 負 債 (K)		704,717	759,659	759,641	760,391	737,583	727,704	678,290	669,675	661,945	608,059	568,074	537,685	539,070	
	う ち 建 設 改 良 費 分		655,859	663,088	666,826	657,571	634,758	623,669	611,254	601,639	589,909	539,023	498,038	466,649	467,034	
	う ち 一 時 借 入 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	う ち 未 払 金		44,488	92,815	92,815	92,815	92,815	92,815	61,000	62,000	66,000	63,000	64,000	65,000	66,000	
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)															
事 業 規 模	営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		278,383	278,613	282,719	275,445	272,595	290,034	296,581	296,137	295,738	295,382	295,069	294,799	294,572	
	地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)															
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)															
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)															
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)															

図表 5.1 投資・財政計画(公共下水道事業2/2) 資本的収支

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	(単位：千円)		
														R16		
資本的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	348,200	299,300	299,700	313,900	275,300	242,300	231,500	227,100	210,500	205,400	162,000	130,900	125,300	
		うち 資本 費 平 準 化 債	193,100	174,000	168,800	157,400	137,200	118,100	97,000	84,500	51,000	38,800	20,700	1,200	-	
		2. 企業債(3条経費分)	44,299	40,100	36,600	32,200	28,700	26,000	21,400	18,700	14,500	12,200	10,200	8,200	6,500	
		3. 他 会 計 補 助 金	40,512	39,351	40,891	43,614	53,790	55,485	55,542	55,055	54,554	53,293	51,958	50,516	48,663	
		4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		6. 国（都道府県）補助金	22,300	-	2,000	12,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8. 工 事 負 担 金	9,093	7,810	2,039	2,105	2,105	72,000	-	-	-	-	-	-	-	
	9. そ の 他	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-		
	収 入	計 (A)	464,404	386,561	381,230	404,320	359,896	395,786	308,442	300,855	279,554	270,893	224,158	189,616	180,463	
		(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		純 計 (A)-(B) (C)	420,105	346,461	344,630	372,120	331,196	369,786	308,442	300,855	279,554	270,893	224,158	189,616	180,463	
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	104,151	59,060	30,013	62,619	24,387	14,670	15,197	22,789	22,789	22,789	22,789	22,789	22,789
			うち 職 員 給 与 費	18,221	14,916	8,386	8,971	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 企 業 債 償 還 金			655,302	655,860	663,088	666,826	657,571	634,758	623,669	611,254	601,639	589,909	539,023	498,038	466,649	
3. 他会計長期借入返還金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5. そ の 他			99	136	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (D)			759,552	715,056	693,101	729,445	681,958	649,428	638,866	634,043	624,428	612,698	561,812	520,827	489,438	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)		339,447	368,595	348,471	357,325	350,762	279,642	330,424	333,188	344,874	341,805	337,654	331,211	308,975		
補 填 財 源	財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	220,798	206,617	236,464	206,395	220,813	218,728	212,766	212,909	212,861	212,320	211,439	210,200	208,744	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	113,691	159,115	109,844	150,930	129,949	60,914	117,658	120,279	132,013	129,485	126,215	121,011	100,231	
		3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4. そ の 他	4,958	2,863	2,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (F)		339,447	368,595	348,471	357,325	350,762	279,642	330,424	333,188	344,874	341,805	337,654	331,211	308,975		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
企 業 債 残 高 (H)		6,625,062	6,308,602	5,981,814	5,661,088	5,307,517	4,941,059	4,570,290	4,204,836	3,828,197	3,455,888	3,089,065	2,730,127	2,395,278		

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 支 分		254,586	232,266	240,462	348,123	437,313	361,174	481,791	483,762	501,422	479,613	480,936	482,128	483,035
	うち 基 準 内 繰 入 金	230,626	211,223	240,462	229,480	252,904	248,980	248,721	245,212	242,410	238,224	233,750	229,104	224,563
	うち 基 準 外 繰 入 金	23,960	21,043	-	118,643	184,409	112,194	233,070	238,550	259,012	241,389	247,186	253,024	258,472
資 本 的 収 支 分		40,512	39,351	40,891	43,614	53,790	55,485	55,542	55,055	54,554	53,293	51,958	50,516	48,663
	うち 基 準 内 繰 入 金	40,512	39,351	40,891	43,614	53,790	55,485	55,542	55,055	54,554	53,293	51,958	50,516	48,663
	うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		295,098	271,617	281,353	391,737	491,103	416,659	537,333	538,817	555,976	532,906	532,894	532,644	531,698

図表 5.2 投資・財政計画(農業集落排水事業) 収益的収支

※農業集落排水事業においては、建設改良工事の計画がなく、企業債の償還もないことから、資本的収支は0となっています。

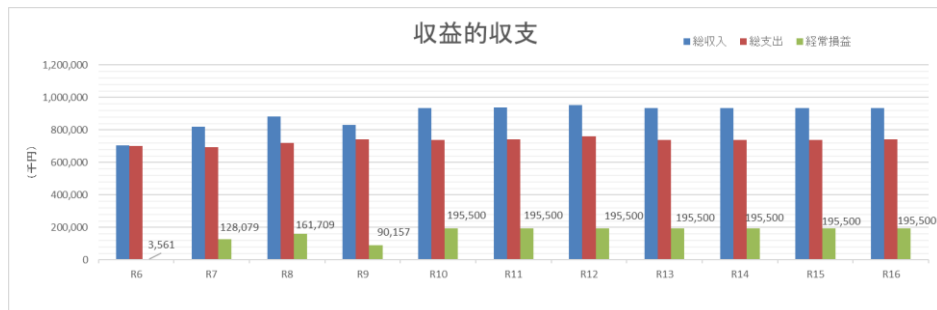
また、令和6年度から地方公営企業法の財務(一部)適用しているため、本年度からの表示としています。

区 分		年 度	本年度 (法適用初年度)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		27,032	24,349	23,909	23,661	23,408	23,176	20,764	19,312	19,095	18,879	18,662
	(1) 料 金 収 入		14,736	14,611	14,171	13,923	13,676	13,443	13,211	12,979	12,762	12,545	12,328
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他		12,294	9,736	9,736	9,736	9,731	9,731	7,551	6,332	6,332	6,332	6,332
	2. 営 業 外 収 益												
	(1) 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		9,731	9,731	9,731	9,731	9,731	9,731	7,551	6,332	6,332	6,332	6,332
	(1) 職 員 給 与 費		25,799	25,666	25,876	26,090	26,284	26,451	23,678	22,240	22,447	22,664	22,857
	基 本 給 与		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	退 職 給 付 費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 経 費		12,057	11,926	12,136	12,349	12,567	12,788	13,013	13,242	13,475	13,712	13,954
	動 力 費		3,000	3,195	3,251	3,308	3,367	3,426	3,486	3,548	3,610	3,674	3,738
	修 繕 費		1,282	1,098	1,117	1,137	1,157	1,177	1,198	1,219	1,241	1,262	1,285
	材 料 費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他		6,798	6,300	6,411	6,524	6,639	6,755	6,874	6,995	7,118	7,244	7,371
	(3) 減 価 償 却 費		977	1,333	1,356	1,380	1,405	1,429	1,455	1,480	1,506	1,533	1,560
	(3) 減 価 償 却 費		13,732	13,730	13,730	13,730	13,707	13,653	10,655	8,988	8,962	8,942	8,894
	2. 営 業 外 費 用												
支	(1) 支 払 利 息		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) そ の 他		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	支 出 計 (D)												
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,233	-1,318	-1,967	-2,429	-2,875	-3,275	-2,914	-2,928	-3,352	-3,785	-4,196
	特 別 利 益 (F)		1	1									
	特 別 損 失 (G)		400	-									
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-399	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	当 期 純 損 益		834	-1,317	-1,967	-2,429	-2,875	-3,275	-2,914	-2,928	-3,352	-3,785	-4,196
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		834	-483	-2,450	-4,879	-7,754	-11,029	-13,943	-16,871	-20,223	-24,008	-28,203
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		3.09	-1.98	-10.25	-20.62	-33.13	-47.59	-67.15	-87.36	-105.90	-127.17	-151.13
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)												
	営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		27,032	24,349	23,909	23,661	23,408	23,176	20,764	19,312	19,095	18,879	18,662
	地方財政法による 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) ×100)												
	健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)												
	健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
	健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)												
	健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100)												

2. 経営指標について

以上の検討結果を踏まえて、重要な経営指標の状況を掲載します。

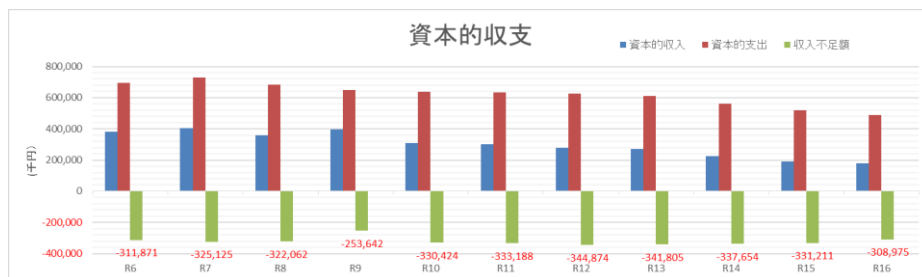
図表 5.3 収益的収入（公共下水道事業）



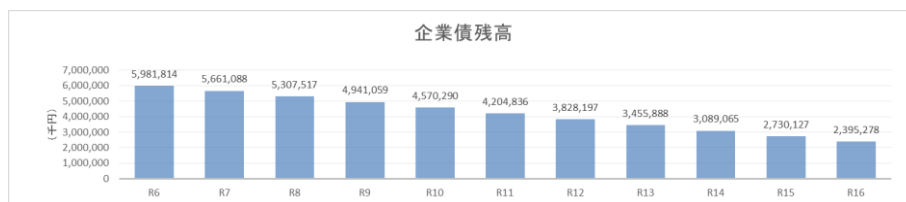
図表 5.4 収益的収入（農業集落排水事業）



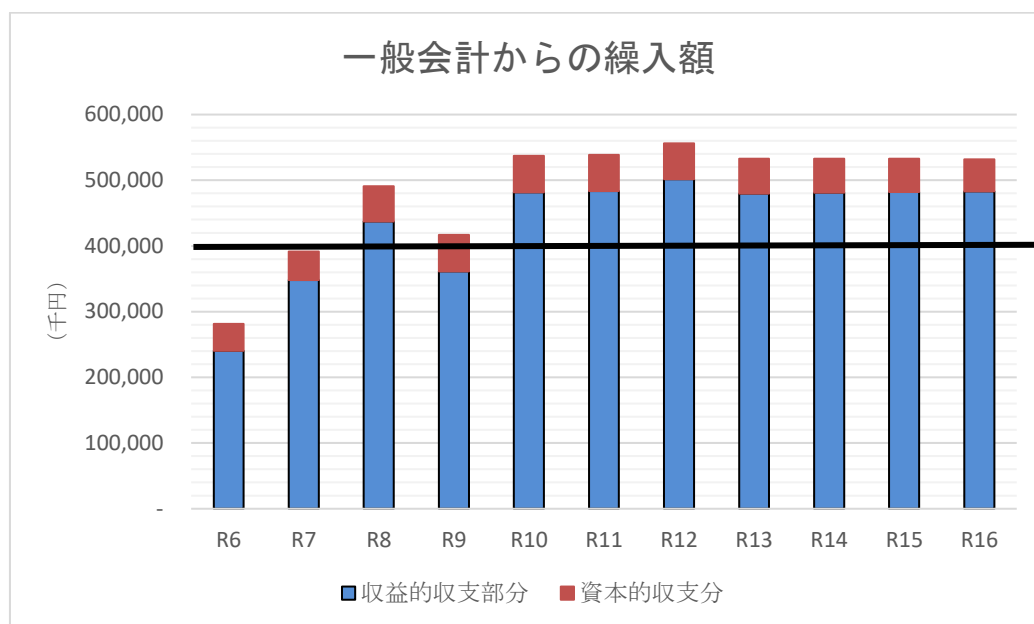
図表 5.5 資本的収支（公共下水道事業）※農業集落排水事業は該当なし



図表 5.6 企業債残高（公共下水道事業）※農業集落排水事業は該当なし



図表 5.7 一般会計からの繰入額（公共下水道事業）



3. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

第2章3に掲げた目標の達成に向けて、以下の取り組みが必要です。

（1）今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

流域下水道の接続のほか、具体的な予定はありませんが、県及び県下の市町村とも連携し、検討を進めます。

② 投資の平準化に関する事項

ストックマネジメントの結果を活用し、施設の老朽化の程度を考慮しながら投資の平準化を進めます。

③ DXの推進に関する事項

限られた職員や予算で事業を推進するにあたり、デジタル技術を活用した業務効率化や手続きの電子化、各種システムの標準化について検討を進めます。

④ 再生可能エネルギーの導入に関する事項

脱炭素社会を目指すにあたり、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入について検討を進めます。

（2）今後の財源についての考え方・検討状況

① 収益構造の見直しに関する事項

現在予定している整備が一段落した段階では、人口減少により中長期的には、使用料収入の減収が想定されます。また、一般会計からの多額の繰入金を前提としている状況を踏まえ、収益構造の見直しを検討します。人口動態や物価変動等の社会経済情勢を注視しつつ、収益構造の見直しについて検討を行い、安定した財源の確保を図っていきます。

② 資産活用による収入増加の取組について

新たな未利用地が出現した場合には、その有効活用について検討します。

（3）投資以外の経費についての考え方・検討状況

① 民間活力の活用に関する事項：（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

先進的取組事例の調査を行うなど、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握するとともに、本市に適合する民間活力の活用を検討するにあたり、導入可能性について調査します。

② 職員給与費に関する事項

管渠整備・更新を推進してくためには、人員削減は困難であるものの、今回の法適用を機会に、事務処理の効率化など職員給与費の抑制について検討致します。

③ 動力費に関する事項

施設利用率を上げることにより使用料と見合った経費と致します。

④ 薬品費に関する事項

今後は、包括的民間委託も視野に入れ、経費削減を図り、より最適な方法を検討致します。

⑤ 修繕費に関する事項

段階的に修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図ります。

⑥ 委託費に関する事項

現在実施している施設維持管理を包括的委託検討も視野に入れ、維持管理経費の縮減にも努め、経費回収率、施設利用率の向上を図ります。また、見直しの段階で、対象業務と費用を適正に算出し、地域性・公共性も踏まえ委託料の適正化を図ります。

⑦ その他の取組

上記以外の項目についても、経営状況や財政状態をより明確にし、年次計画で実施可能な改善テーマを抽出し、費用対効果を勘案して有効なものには積極的に取り組み、経営基盤の強化を図っていきます。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証し、翌年度以降の事業計画へ反映し予算調製につなげて参ります。

また、概ね 5 年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。



用語解説

【ストックマネジメント】

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

【長寿命化】

従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を行い、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のことです。

【包括的民間委託】

地方公共団体が行政責任を果たすために必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託する制度です。

【PPP】

PPP(Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

【PFI】

PFI(Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。